

## ② 第一表の収入金額等と所得金額の箇所を書きます。

○ 作成に当たっては、「令和元年分所得税及び復興特別所得税の確定申告の手引き 確定申告書B用」の7ページから12ページも併せてご覧ください。

提出先や申告年分などを書いてください。  
○□には「1」と書き、空白部分には「確定」と書いてください。

住所、マイナンバー(個人番号)、氏名などを書いてください。  
なお、生年月日の元号は、次の該当する番号を書いてください。

明治 1、大正 2  
昭和 3、平成 4  
令和 5

※ 「住所」以外の事業所や事務所・居所などの所在地を所轄する税務署に申告される方は、「住所(又は事業所・事務所・居所など)」欄の( )内の当てはまる文字を「○」で囲み、その所在地を上段に、住所を下段に書いてください。

なお、住所以外で申告をする場合、「郵便番号」欄は、上段に書いた所在地の郵便番号を書いてください。

また、「令和 年」の空白に「2」と書き、令和2年1月1日現在の住所を書いてください。

申告の種類を表示します。

山林所得がある方は、「分離」を「○」で囲みます。

あなたが青色申告者の場合は、「青色」も「○」で囲みます。

確定申告書には、毎回、マイナンバー(個人番号)を記入する必要があります。

申告書作成後、押印します。

申告書B第一表(上部)

令和元年分 確定申告書B

住所 Y市〇〇町1-10

氏名 大阪 太郎

収入金額等 給与 6,700,000

所得金額 雑所得 4,830,000

合計 4,830,000

第一表 (令和元年分以降用)

復興特別所得税額の記入をお忘れなく。

第三表⑨欄へ(12ページ)

### 収入金額等 所得金額

該当する各種所得の収入金額等と所得金額を書いてください。  
なお、事業所得、不動産所得がある方は、「収支内訳書」(青色申告の方は、「青色申告決算書」)に基づいて書いてください。  
この事例は、山林所得以外に給与所得がありますので、「給与所得の源泉徴収票」に基づいて書きます。  
書き方については、7ページで説明しています。

### 給与所得

給与所得の金額は、23ページの「3 給与所得金額の計算表」で求めることができます。

なお、この事例のように給与等の収入金額が年末調整を受けたものだけである場合には、「給与所得の源泉徴収票」から転記できます。

※ 「給与所得者の特定支出控除」を受けられる方は、「給与所得者の特定支出控除について」(国税庁ホームページからダウンロードできます。なお、税務署にも用意してあります。)を参照してください。

令和元年分 給与所得の源泉徴収票

Y市〇〇町1-10

オオサカ タロウ 大阪 太郎

給料・賞与	6,700,000	4,830,000	1,440,000	255,700
社会保険料				
健康保険料				
厚生年金保険料				
国民健康保険料				
国民年金保険料				
住民税				
合計	380,000	580,000	50,000	50,000

F市△△町7-3-14

株式会社〇〇商事

### 公的年金等の雑所得

公的年金等の雑所得がある場合には、給与所得と同様に「公的年金等の源泉徴収票」から、その「支払金額」欄の金額を収入金額等の「⑦雑(公的年金等)」欄に転記してください。

また、所得金額の「⑦雑」欄に記載する公的年金等の雑所得の金額は、23ページの「4 公的年金等の雑所得の金額の計算表」で求めることができます。

### 合計所得金額にご注意ください。

9ページで作成する第一表の所得から差し引かれる金額(所得控除額)は、あなたの令和元年分の合計所得金額に基づき、その控除額の計算や控除の適用の可否を判定するものがあります。

合計所得金額とは、左記第一表の所得金額「⑨合計」欄の金額に申告分離課税の所得金額(土地や建物などに係る譲渡所得は特別控除前の金額)、山林所得金額及び退職所得金額を加算した金額をいいます。ただし、純損失や雑損失の繰越控除、居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の繰越控除、特定居住用財産の譲渡損失の繰越控除、上場株式等に係る譲渡損失の繰越控除、特定投資株式に係る譲渡損失の繰越控除又は先物取引の差金等決済に係る損失の繰越控除の適用を受けている場合には、その適用前の金額をいいます。

この事例の場合の合計所得金額については、10ページを参照してください。

※ 平成31年4月1日以後に提出する確定申告書等については、源泉徴収票の添付が不要となりました。税務署等で確定申告書等を作成する場合には、源泉徴収票が必要ですので、忘れずにお持ちください。

### 3 第二表を作成します。

- 作成に当たっては、「令和元年分所得税及び復興特別所得税の確定申告の手引き 確定申告書B用」の6ページ及び13ページも併せてご覧ください。

申告年分、住所、氏名などを書いてください。

#### 所得から差し引かれる金額に関する事項

⑩欄から⑲欄は、各種控除額が年末調整を受けた金額と同じ場合は、源泉徴収票から転記する必要はありません。この事例では、社会保険料控除、生命保険料控除、地震保険料控除の金額が、年末調整を受けた金額と同じですので、源泉徴収票から転記しています。

なお、年末調整を受けた金額と異なる場合は、あなたが支払ったり、あなたの給与などから差し引かれたりした保険料や掛金の金額を書いてください(一部の保険料や掛金については、既に年末調整の際に給与所得から控除を受けた場合を除き、支払をした旨を証する書類を添付するか提示する必要があります。)

#### 10 社会保険料控除

あなたや生計を一にする配偶者その他の親族が負担することになっている健康保険料、国民健康保険料(税)、国民年金保険料及び国民年金基金の掛金、後期高齢者医療保険料、介護保険料などで、あなたが支払ったり、あなたの給与から差し引かれたりした社会保険料の金額を書きます。

#### 12 生命保険料控除

新(旧)生命保険や介護医療保険、新(旧)個人年金保険について、あなたが支払った保険料(いわゆる契約者配当金を除きます。)がある場合に、**新(旧)生命保険料、介護医療保険料、新(旧)個人年金保険料**の別に、その合計額を書きます。

#### 13 地震保険料控除

損害保険契約等について、あなたが支払った地震等損害部分の保険料(いわゆる契約者配当金を除きます。)がある場合に、**地震保険料**と**旧長期損害保険料**の別に、その合計額を書きます。

申告書B第二表

令和01年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告書B

整理番号 FA0079

住所 Y市〇〇町1-10  
氏名 オオカ タロウ 大阪 太郎

所得の内訳(所得税及び復興特別所得税の源泉徴収税額)

所得の種類	種目・所得の生ずる場所	収入金額	源泉徴収税額
給与	(株)〇〇商事 F市△△町7-3-14	6,700,000	255,700

所得から差し引かれる金額に関する事項

社会保険料控除	580,000
生命保険料控除	50,000
地震保険料控除	50,000
基礎控除	380,000
合計	1,060,000

源泉徴収税額の合計 255,700

所得控除の合計 1,060,000

所得控除の合計額 1,060,000

第一表(44欄へ(13ページ))

#### 住民税・事業税に関する事項

給与所得者が給与所得及び公的年金等に係る所得以外(令和2年4月1日において65歳未満の方は給与所得以外)の所得に対する住民税を、給与から差し引くことを希望する場合は、この欄の「給与から差し引き」の□に○を記入し、また、給与から差し引かないで別に納付することを希望する場合は、「自分で納付」の□に○を記入してください。

### 4 第一表の 所得から差し引かれる金額 の箇所を書きます。

- 所得から差し引かれる金額 は、「令和元年分所得税及び復興特別所得税の確定申告の手引き 確定申告書B用」の13ページから21ページで計算できます。

申告書B第一表(左下部)

社会保険料控除	10	580,000
生命保険料控除	12	50,000
地震保険料控除	13	50,000
基礎控除	20	380,000
合計	25	1,060,000

この事例の場合、合計所得金額が1,000万円を超えていますので、「配偶者特別控除」は適用できません。

第三表(25欄へ(12ページ))

令和元年分 給与所得の源泉徴収票

Y市〇〇町1-10  
オオカ タロウ 大阪 太郎

給料・賞与	6,700,000	4,830,000	1,440,000	255,700
社会保険料控除			580,000	
生命保険料控除			50,000	
地震保険料控除			50,000	
基礎控除			380,000	
合計			1,060,000	

F市△△町7-3-14  
株式会社〇〇商事

#### 「給与所得の源泉徴収票」からの転記

この事例では、各種控除額が既に年末調整により給与所得から控除されていますので、該当する所得控除額を「給与所得の源泉徴収票」から上のよう転記することができます。  
※ ⑩欄から⑲欄の控除額の全てが年末調整を受けた金額と同じ場合は、⑩欄から⑲欄の記載を省略し、⑲欄に「給与所得の源泉徴収票」の「所得控除の額の合計額」欄の金額を転記することができます。

#### 17~18 配偶者(特別)控除

あなたに生計を一にする配偶者がいる場合に、あなたと配偶者のそれぞれの令和元年分の合計所得金額に応じて受けられる控除です。

- あなたの令和元年分の合計所得金額が1,000万円を超えている場合は、控除を受けられません。
- 配偶者が青色申告者の事業専従者として給与の支払を受けている場合や、白色申告者の事業専従者となっている場合は、控除を受けられません。
- 夫婦がお互いに配偶者特別控除を適用することはできません。
- 配偶者(特別)控除額は、22ページの「2 配偶者(特別)控除額表」又は「令和元年分所得税及び復興特別所得税の確定申告の手引き 確定申告書B用」の17ページを参照してください。
- 配偶者特別控除の適用を受ける場合は、17~18欄の「区分」の□に「1」と記入し、控除額を書いてください。

この事例では、山林を伐採して売却された方の合計所得金額が1,000万円を超えているため、配偶者特別控除の適用は受けられません。

#### 19 扶養控除

あなたに控除対象扶養親族がいる場合に、一定の金額が控除されます。扶養控除の額は「令和元年分所得税及び復興特別所得税の確定申告の手引き 確定申告書B用」の17ページを参照してください。

「控除対象扶養親族」とは、扶養親族のうち、平成16年1月1日以前に生まれた方(年齢16歳以上の方)のことです。

#### 20 基礎控除

基礎控除の金額は、38万円です。

5 第三表の山林の **収入金額** や **所得金額** などの箇所を書きます。

○ 作成に当たっては、「山林所得収支内訳書(計算明細書)」から転記します。

申告年分と空白部分を右のように書いてください。

住所、氏名などを書いてください。  
 なお、税務署から申告書が送付された方で、印字されている住所、氏名などに誤りがありましたら、お手数ですが訂正をお願いします。

**収入金額**  
 「山林所得収支内訳書(計算明細書)」の「①譲渡価額の総額(収入金額)」のA欄に記載した金額を右のように転記します。

**所得金額**  
 「山林所得収支内訳書(計算明細書)」の「⑩山林所得金額」のB欄に記載した金額を右のように転記します。  
 なお、この山林所得の金額が赤字の場合には、他の各種所得の金額(土地建物等の譲渡による譲渡所得の金額、株式等の譲渡による譲渡所得等の金額などを除きます。)の黒字からその赤字を控除することができます(損益通算)。

損益通算は、その所得によって通算する順序が決まっていますので、詳しくは、税務署にお尋ねください。  
 また、赤字の所得が数多くある場合には、「損益の通算の計算書」(国税庁ホームページからダウンロードできます。なお、税務署にも用意してあります。)を使用して計算することもできます。

申告書第三表(分離課税用)(上部)

令和 01 年分の 所得税及び復興特別所得税の 確定申告書(分離課税用) FA0037

住所: Y市〇〇町1-10  
 氏名: オオサカ 太郎

収入金額		所得金額	
山林	25,000,000	山林	8,010,000

特例適用条文: 30

**合計所得金額 (7ページ参照)**

山林所得がある場合の合計所得金額は、次のイとロの合計額です。

イ 第一表の **所得金額** 「⑨合計」欄の金額

ロ 「山林所得収支内訳書(計算明細書)」の「⑩山林所得金額」B欄の金額(又は第三表の **所得金額** 「⑥山林」欄の金額)

**イ + ロ = 合計所得金額**

この事例では、次のようになります。

(イの金額) (ロの金額) (合計所得金額)  
 4,830,000円 + 8,010,000円 = 12,840,000円

特例適用条文

この事例では、「概算経費控除の特例」(措法30条)の適用を受けていますから、「特例適用条文」欄の「措法」を「〇」で囲み、その横のマス目に「30」と書きます。  
 なお、条文の「項・号」について分からない場合は、その部分の記載を省略しても差し支えありません。

山林所得収支内訳書(計算明細書)	譲渡者(氏名): Y市〇〇町1-10	住所: Y市〇〇町1-10	氏名(フリガナ): オオサカ 太郎	電話番号: (×××) △△△-〇〇〇〇
譲渡した山林の明細	面積: 3.2ヘクタール	樹種: 杉	樹齢: 60年	本数: 3,000本
譲渡先	住所又は所在地: K市〇〇町×1-2-3	氏名又は名称: 〇〇製材(株)	譲渡した年月日: R元年11月14日	譲渡山林を植林・購入した時期: 年 月 日
譲渡価額の総額(収入金額)	① A	25,000,000円	25,000,000円	円
伐採費など	②	7,980,000円	7,980,000円	円
差引(①-②)	③	17,020,000円	17,020,000円	円
取得費、管理費など	④	8,510,000円	8,510,000円	円
必要経費	⑤	16,490,000円	16,490,000円	円
山林計画特別控除	⑥	500,000円	500,000円	円
山林所得金額	⑦ B	8,010,000円	8,010,000円	円

(注) 1 「山林計画特別控除」の欄は、租税特別措置法第30条の2第1項の適用を受ける場合に記載してください。  
 2 ⑤の金額が2,000万円以下のときは「⑤×20%」、⑤の金額が2,000万円超のときは「⑤×10%+200万円」で計算した金額を記載してください。

(資7-6-1-A 4統一)  
 (平成28年分以降用)

